

所のみ申請することができるものとする。例えば「土木関係建設コンサルタント業務は本店、建築関係建設コンサルタント業務は支店で契約する。」という申請はできない。

- (3) 入札参加資格申請若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
- (4) 「更新」申請者（平成13年度又は平成14年度中において申請し認定を受けた者が、今回引き続き申請する場合をいう。）については、可能な限り平成14年3月又は平成15年3月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。

## 8 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業係  
 熊本市水前寺六丁目18番1号 電話 096-383-1111  
 (内線) 6019・6020・6021

## 熊本県公告第826号

平成16年度において、熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札参加に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成15年12月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 第1 申請の対象者

- (1) 平成14年度中に平成15・16年度競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を提出し、平成15年度及び平成16年度に有効な熊本県工事入札参加資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）以外の者
- (2) 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外の業種について競争入札に参加しようとする者

## 第2 申請の受付

- (1) 申請方法  
申請は持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
- (2) 受付期間  
平成16年1月13日（火）から平成16年1月16日（金）まで。
- (3) 受付時間  
午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
- (4) 受付場所

熊本市水前寺六丁目18番1号  
 熊本県庁行政棟本館11階  
 熊本県土木部監理課建設業係

## 第3 提出書類及び提出部数

- (1) 競争入札参加資格審査申請書（建設工事） 2部
  - (2) 平成15年度に本県が実施した経営事項審査に係る経営事項審査結果通知書 1部
  - (3) 経営事項審査申請書（審査済印のあるものに限る。）の写し 1部
  - (4) 工事種類別完成工事高（審査済印のあるものに限る。）の写し 1部
- なお、提出書類（2）から（4）については、A4版に縮小して提出すること。

## 第4 持参書類

- (1) 申請日現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面
- (2) 第1の（2）に掲げる者については、平成15年4月1日付けの熊本県工事入札参加者資格認定通知書

## 第5 資格審査

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づき競争入札参加資格の有無について審査を行う。
- (2) 第3に掲げる提出書類及び第4に掲げる持参書類に不足がある者並びに申請直前2箇年の営業年度における工事实績がない業種については申請を受け付けない。

## 第6 競争入札参加資格の有効期間

今回の申請に係る競争入札参加資格については、平成16年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。

## 第7 問合せ先

熊本県土木部管理課建設業係  
 熊本市水前寺六丁目18番1号 電話 096-383-1111  
 (内線) 6020、6021

## 熊本県公告第827号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成15年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第4回分としての森林法（昭和26年法律第